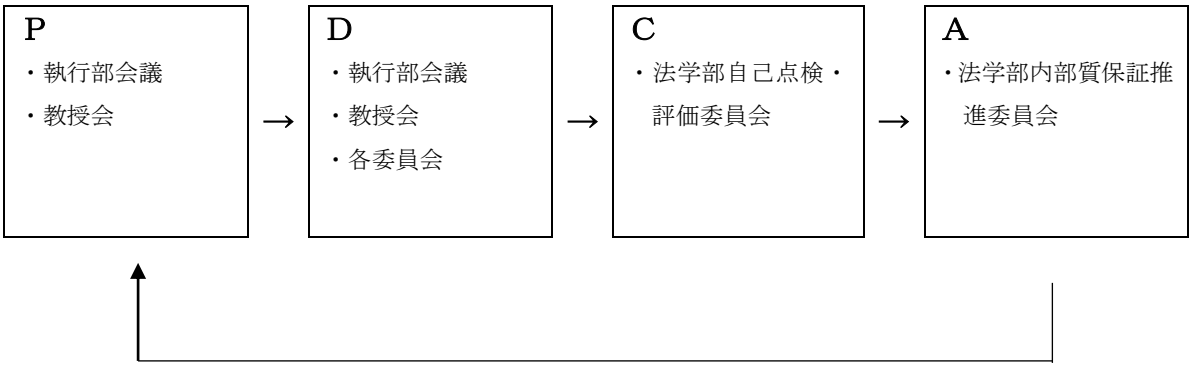
令和７年度全学自己点検・評価報告書

学部等名　　法学部

基準２ 内部質保証

１　内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価し，改善・向上につなげていくサイクルに関して，以下のＰＤＣＡサイクル図に該当する組織名（例：教授会，自己点検・評価委員会，内部質保証推進委員会等）を明記してください。



２　上記１のＰＤＣＡサイクル図に基づき，以下の設問に回答してください。

点検・評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い，改善・向上に向けた取組を行っていること。

＜評価の視点＞

・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し，その結果に基づき，教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

⑪　学部等における内部質保証システムが有効に機能しているか，どのように点検・評価（検討・検証）しているか記述してください。また，その結果，改善・向上を図った事例等について記述してください。

全学自己点検・評価委員会からの指示に基づき，法学部自己点検・評価委員会が，法学部，法学研究科及び新聞学研究科の点検を行い，法学部内部質保証推進委員会に点検結果の報告を行う。法学部内部質保証推進委員会は，必要に応じて各委員会に改善等の指示を行い，改善結果は執行部会議及び教授会の議を経て，ポリシー（学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）等），規程改正及び教育組織等の見直しをするなどして課題の改善に取り組んでいる。

法学部内部質保証推進委員会からの検討・指示を経て，法学部ＦＤ委員会等が中心となり見直しを行い，令和５年度には教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の一部改正がなされ，令和６年度には，学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び学生の受け入れ方針）（アドミッション・ポリシー）の一部改正が行われた。

３　上記１のＰＤＣＡサイクル図に基づき，【添付書類⑤】令和６年度全学自己点検・評価結果に対する検証結果で付された当該基準における提言（是正勧告，改善課題）にどのように取り組むかを記述してください。提言（是正勧告，改善課題）が付されている学部，通信教育部，大

学院研究科及び短期大学部（各校舎）のみ御回答ください。

【提言（改善課題）】

法学部における学習成果の測定・把握については，令和６年度大学評価（認証評価）結果において，「科目単位での測定・把握にとどまっている」と指摘されている。基準２は基準４と相互関係にあることから，法学部内部質保証推進委員会が主導し，学位授与方針に示した学習成果を適切に測定・把握する仕組みを構築する必要がある。したがって，学習成果の測定・把握の方法については，改善が求められる。また，学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）については，令和４年度に実施した外部評価の報告書に記載された改善事項の検討が十分に進んでいない。したがって，例えば，法学部内部質保証推進委員会が主導し，当該改善事項について具体的な検討を行い，必要な対応を速やかに進めるよう改善が求められる。

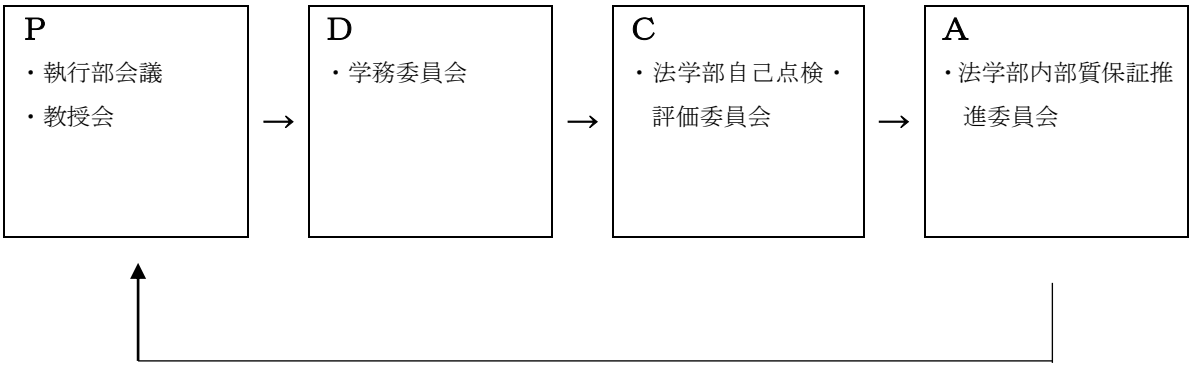
学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示した学習成果を適切に測定・把握する仕組みについては，構築できていない。法学部内部質保証推進委員会は，法学部自己点検・評価委員会からの点検・評価報告を受け，関係委員会及び関係部署等に改善の指示を行い，構築するように努める。

また，学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）について，リーガルマインドとその構成要素と，学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）との関係が分かり難いことを，外部評価機関より意見として付されたことを受けて，ＦＤ委員会及び教授会において，学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の見直しを行い，一部改正をした。

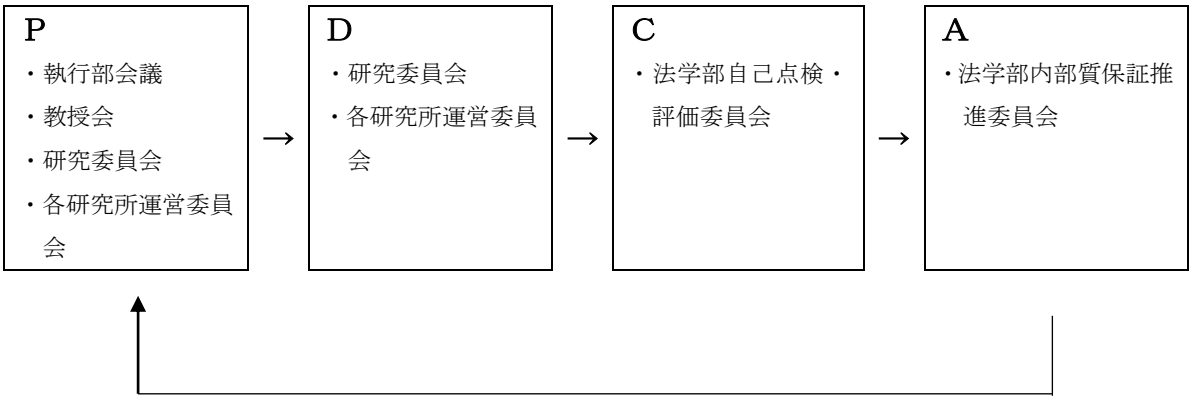
基準３ 教育研究組織

１　教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し，その結果を活用して改善・向上につなげていくサイクルに関して，以下のＰＤＣＡサイクル図に該当する組織名を明記してください。なお，事案により対応する組織名が異なる場合は，下記の図をコピー&ペーストして，事案ごとにそれぞれ記載してください。

【学科の改組等】



【研究所の新設】



２　上記１のＰＤＣＡサイクル図に基づき，以下の設問に回答してください。

点検・評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し，その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し，当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。

・点検・評価の結果を活用して，教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み，効果的な取組へとつなげているか。

⑫　学問の動向や社会的要請等に対応すべく，学科や研究所の新設，学科の改組等，教育研究組織の見直しについて，どの組織が，どのように点検・評価（検討・検証）しているか記述してください。また，その結果，改善・向上を図った事例等について記述してください。

全学自己点検・評価（大学・短期大学部）の実施に基づき，法学部自己点検・評価委員会が，大学基準協会の定める大学基準及び点検・評価項目に準じた点検・評価を実施している。

法学部内部質保証推進委員会は，法学部自己点検・評価委員会からの点検・評価報告を受け，関係委員会及び関係部署等に改善の指示を行っている。第二部検討特別委員会において，収容

定員の見直しや既存学科の構成，社会人向けのコースの設置，オンライン授業の導入等について議論している。現時点では，令和８年度より，社会人学生の就学支援や学生の多様な活動と学業の両立支援といった学生の多様な学修ニーズに応えるため，第二部必修科目の一部について，オンデマンド形式での授業実施を導入することを学務委員会での協議を経て，教授会において報告をした。

研究所の新設については，今後の社会情勢の変化などの推移を注視しつつ，社会のニーズに幅広く応えることができるよう，研究委員会及び各研究所の運営委員会において定期的に委員会を開催し，点検・評価を行っている。改善・向上を図った事例として，平成 19 年に新聞学研究所及び国際知的財産研究所を新設した。

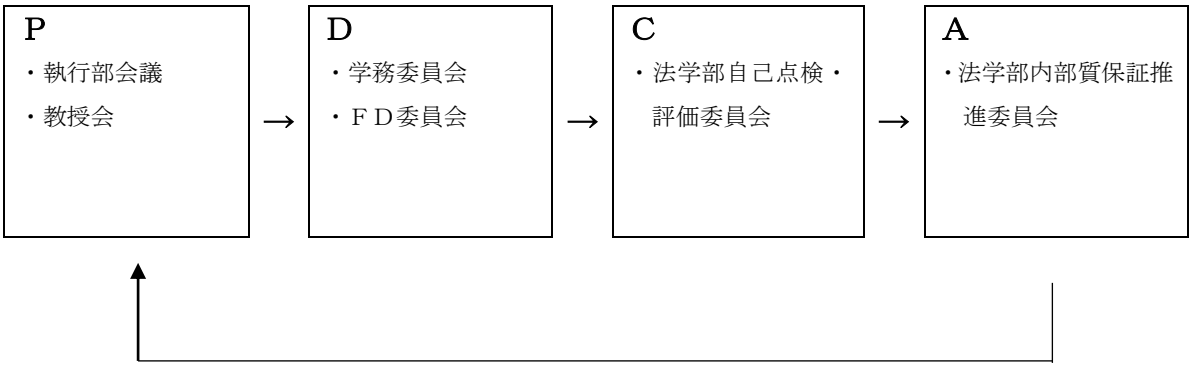
３　上記１のＰＤＣＡサイクル図に基づき，【添付書類⑤】令和６年度全学自己点検・評価結果に対する検証結果で付された当該基準における提言（是正勧告，改善課題）にどのように取り組むかを記述してください。提言（是正勧告，改善課題）が付されている学部，通信教育部，大学院研究科及び短期大学部（各校舎）のみ御回答ください。

なし

基準４ 教育・学習

１　教育課程及びその内容，教育方法について定期的に点検・評価し，その結果を活用して改善・向上につなげていくサイクルに関して，以下のＰＤＣＡサイクル図に該当する組織名を明記してください。なお，事案により対応する組織名が異なる場合は，下記の図をコピー＆ペーストして，事案ごとにそれぞれ記載してください。

【教育課程及びその内容，教育方法等】



２　上記１のＰＤＣＡサイクル図に基づき，以下の設問に回答してください。

点検・評価項目⑥

教育課程及びその内容，教育方法について定期的に点検・評価し，改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- **教育課程及びその内容，教育方法に関する自己点検・評価の基準，体制，方法，プロセス，周期等を明確にしているか。**
- **課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況，資格試験の取得状況，進路状況等の情報を活用するなど，適切な情報に基づいているか。**
- **自己点検・評価の結果を活用し，教育課程及びその内容，教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。**

⑸　教育課程及びその内容，教育方法に関する自己点検・評価の基準，体制，方法，プロセス，周期等について記述してください。

法学部内部質保証推進委員会は，法学部自己点検・評価委員会からの点検・評価報告を受け，関係委員会及び関係部署等に改善の指示を行っている。カリキュラムついては，学科等主任が中心となり，点検・評価を行っている。改正が必要な場合には，当該学科等主任が中心となってその解決策を提示し，学務委員会からの提案として，学科等主任会議で検討・承認された後，教授会の議を経て，これを実行している。

令和４年度にＦＤ委員会が中心となり実施した外部評価では，大学基準協会の定める大学基準及び点検・評価項目に準拠して，点検・評価を実施し，法学部内部質保証推進委員会に報告をした。

⑸　教育課程及びその内容，教育方法の改善・向上に当たり，自己点検・評価の結果をどのように活用しているか記述してください。また，その結果，改善・向上を図った事例等について記述してください。

全学自己点検・評価（大学・短期大学部）の実施に基づき，法学部自己点検・評価委員会が，大学基準協会の定める大学基準及び点検・評価項目に準じた点検・評価を実施している。

法学部内部質保証推進委員会は，法学部自己点検・評価委員会からの点検・評価報告を受け，関係委員会及び関係部署等に改善の指示を行う。

ＦＤ委員会及び教授会においては，前述した外部評価の指摘により，学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）について，リーガルマインドとその構成要素と，学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）との関係が分かり難いことを意見として付されたことを受けて，学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の見直しを行い，一部改正をした。

第二部検討委員会においては，収容定員に対する在籍学生数比率について，法律学科（第二部）で 0.73 と低く，令和６年度大学評価（認証評価）で，定員管理を徹底するよう是正勧告が付されていることから，収容定員の見直しや既存学科の構成，社会人向けのコースの設置，オンライン授業の導入等について議論している。現時点では，令和８年度より，社会人学生の就学支援や学生の多様な活動と学業の両立支援といった学生の多様な学修ニーズに応えるため，第二部必修科目の一部について，オンデマンド形式での授業実施を導入することを学務委員会での協議を経て，教授会において報告をした。

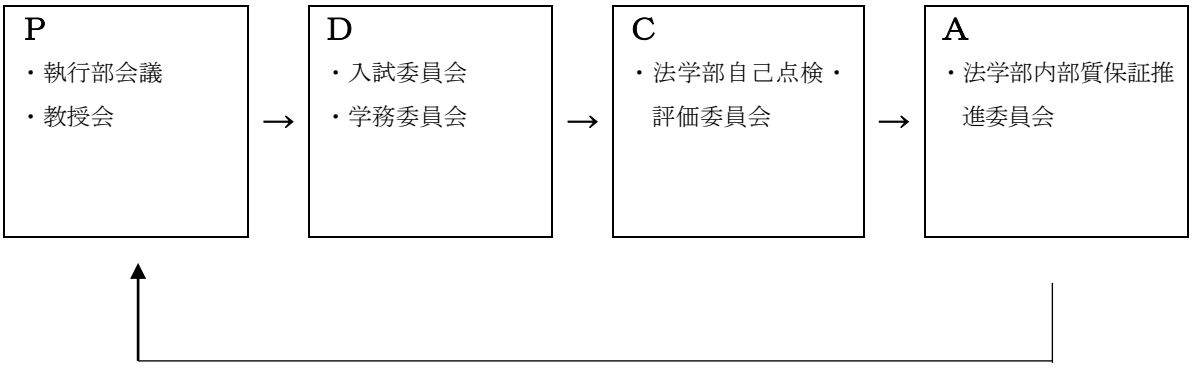
３　上記１のＰＤＣＡサイクル図に基づき，【添付書類⑤】令和６年度全学自己点検・評価結果に対する検証結果で付された当該基準における提言（是正勧告，改善課題）にどのように取り組むかを記述してください。提言（是正勧告，改善課題）が付されている学部，通信教育部，大学院研究科及び短期大学部（各校舎）のみ御回答ください。

なし

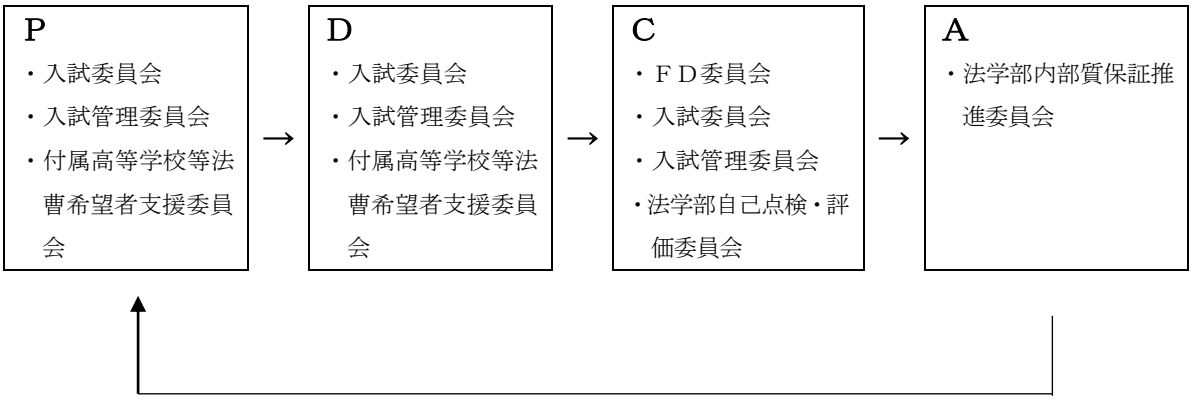
基準５ 学生の受け入れ

１　学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し，その結果を活用して改善・向上につなげていくサイクルに関して，以下のＰＤＣＡサイクル図に該当する組織名を明記してください。なお，事案により対応する組織名が異なる場合は，下記の図をコピー&ペーストして，事案ごとにそれぞれ記載してください。

【収容定員等】



【学生の受け入れ等】



２　上記１のＰＤＣＡサイクル図に基づき，以下の設問に回答してください。

点検・評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し，改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し，当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。

・点検・評価の結果を活用して，学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み，効果的な取組へとつなげているか。

㊾　学生の受け入れに関わる事項について，どの組織が，どのように点検・評価（検討・検証）しているか記述してください。また，その結果，改善・向上を図った事例等について記述してください。

学生の受け入れに関わる事項については，全学自己点検・評価（大学・短期大学部）の実施に基づき，法学部自己点検・評価委員会が，大学基準協会の定める大学基準及び点検・評価項目に準じた点検・評価を実施している。また，ＦＤ委員会，入試委員会及び入試管理委員会も学生の受け入れに関わる事項について定期的に点検・評価を行っており，法学部内部質保証委員会は，法学部自己点検・評価委員会からの点検・評価報告を受け，関係委員会及び関係部署

に改善の指示を行い，入試委員会及び入試管理委員会において，次年度の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）や入学者選抜制度について検討している。

改善・向上を図った事例として，令和８年度入学者選抜に向けて，令和６年度の入試委員会において，学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の改正について協議し，教育研究上の目的にある「リーガルマインド」と明確に区別するため「日本大学法学部マインド」という表記に変更することにした。また，高大連携の仕組みを入学者選抜制度にも取り入れることとし，令和９年度入学者選抜より日本大学法学部法律学科法曹コース高大連動入試を実施することになった。帰国生選抜や総合型選抜については，第二部法律学科への入学者数を確保するため，令和９年度入学者選抜より導入することになった。一般選抜の実施方式については，受験生の選択的かつ効率的な受験に対応した，効率的な入試日程や方式の制度化，入試問題の作問体制の見直し，各学部の入試実施・運営の過重負担の改善を目指し，一般選抜ＡＮ方式（仮称）を令和９年度入学者選抜より実施することになった。

入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数の適正な管理については，全学自己点検・評価（大学・短期大学部）の実施に基づき，法学部自己点検・評価委員会が，大学基準協会の定める大学基準及び点検・評価項目に準じた点検・評価を実施している。法学部内部質保証推進委員会は，法学部自己点検・評価委員会からの点検・評価報告を受け，関係委員会及び関係部署等に改善の指示を行い，入試委員会において，入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数が適正な状況となるべく改善に努めている。

３　上記１のＰＤＣＡサイクル図に基づき，【添付書類⑤】令和６年度全学自己点検・評価結果に対する検証結果で付された当該基準における提言（是正勧告，改善課題）にどのように取り組むかを記述してください。提言（是正勧告，改善課題）が付されている学部，通信教育部，大学院研究科及び短期大学部（各校舎）のみ御回答ください。

【提言（是正勧告）】

令和６年度大学評価（認証評価）結果において，提言として付されているとおり，収容定員に対する在籍学生数比率について，法学部法律学科（第二部）が 0.73 と低く，学部の定員管理を徹底するよう是正されたい。

全学自己点検・評価（大学・短期大学部）の実施に基づき，法学部自己点検・評価委員会が，大学基準協会の定める大学基準及び点検・評価項目に準じた点検・評価を実施している。

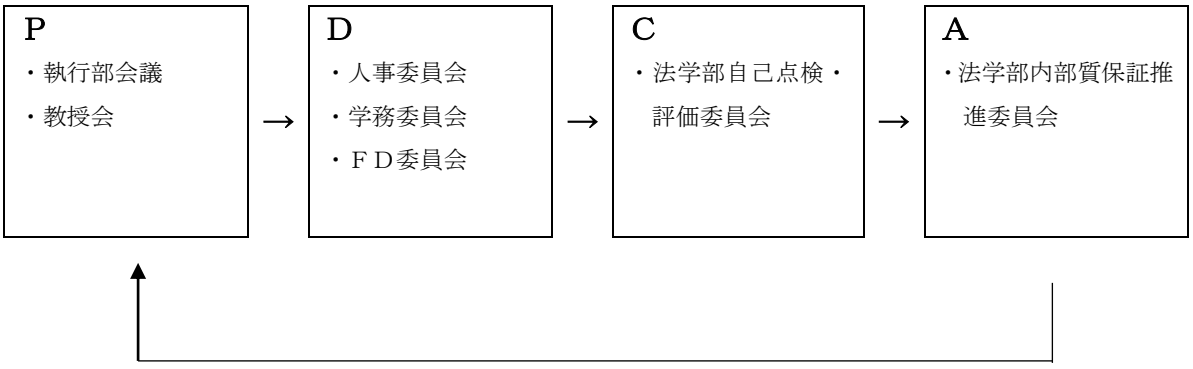
法学部内部質保証推進委員会は，法学部自己点検・評価委員会からの点検・評価報告を受け，関係委員会及び関係部署等に改善の指示を行う。

第二部検討委員会においては，収容定員に対する在籍学生数比率について，法律学科（第二部）で 0.73 と低く，令和６年度大学評価（認証評価）で，定員管理を徹底するよう是正勧告が付されていることから，収容定員の見直しや既存学科の構成，社会人向けのコースの設置，オンライン授業の導入等について議論している。現時点では，令和８年度より，社会人学生の就学支援や，学生の多様な活動と学業の両立支援といった学生の多様な学修ニーズに応えるため，第二部必修科目の一部について，オンデマンド形式での授業実施を導入することを学務委員会での協議を経て，教授会において報告をした。

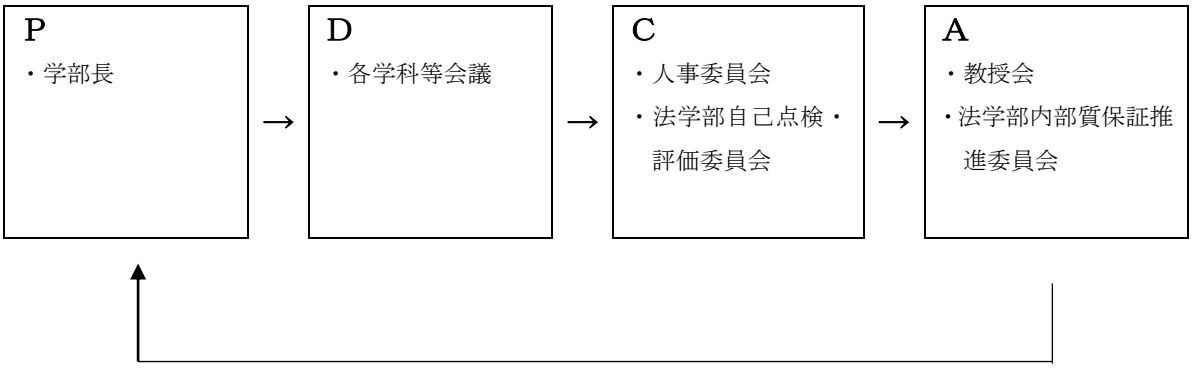
基準６ 教員・教員組織

１　教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し，その結果を活用して改善・向上につなげていくサイクルに関して，以下のＰＤＣＡサイクル図に該当する組織名を明記してください。なお，事案により対応する組織名が異なる場合は，下記の図をコピー&ペーストして，事案ごとにそれぞれ記載してください。

【教員組織（ＴＡ育成を含む)】



【教員組織（教員の人事等)】



２　上記１のＰＤＣＡサイクル図に基づき，以下の設問に回答してください。

点検・評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し，改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- **教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し，当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。**
- **点検・評価の結果を活用して，教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み，効果的な取組へとつなげているか。**

㊽　教員組織に関わる事項について，どの組織が，どのように点検・評価（検討・検証）しているか記述してください。また，その結果，改善・向上を図った事例等について記述してください。

法学部（第一部・第二部）では，教員配置について，学部長及び人事委員会が大学設置基準に定める基幹教員数を満たしているか確認し，「教員規程」，「日本大学任期制教員規程」，「助教規程」，「教員資格審査規程」，「日本大学法学部教員任用資格審査基準」，「法学部教員昇格審査基準に関する内規」，「日本大学法学部教員の任用及び昇格における研究業績の取扱いに関する要項」，「法学部助教再任審査に関する内規」及び「日本大学法学部特別助教に関する内規」等に基づき，各学科等会議から推薦された候補者について，公平に行われているかについて全学自己点検・評価（大学・短期大学部）の実施に基づき，人事委員会及び法学部自己点検・評価

委員会が，大学基準協会の定める大学基準及び点検・評価項目に準じた点検・評価を実施し，教授会及び法学部内部質保証推進委員会は点検・評価報告を受け，改善の指示を行い，学部長及び各学科等会議が候補者選定の透明性や選考過程の妥当性を確認するよう取り組んでいる。また，大学教員組織編制方針及び学部等教員組織編制方針に基づき，外国籍教員，若手教員及び女性教員等の様々な人材を確保し，教員組織の活性化及び多様性がある構成となっているか，人事委員会にて推薦学科等主任からの説明を基に点検しており，教員の採用枠のうち，若手研究者養成を目的とした専任教員（助教）の任用制度を創設し，日本大学大学院法学研究科又は日本大学大学院新聞学研究科の博士後期課程在学者を対象として平成 27 年度から 11 名の助教の採用に至っており，不足しがちな若手専任研究者の任用を促進し，特定の年齢に偏ることのない年齢構成の配慮を行っている。

改善・向上に取り組んだ事例については，令和７年度において，退職等により設置基準上の教員数を満たすことができなかったため，令和８年度においては，各学科等会議への依頼に際して，設置基準上必要となる教員数を充足させることを前提に，教育課程を重視した教員配置とし，財政状況を勘案して中期・長期的観点から配置計画を策定し，可能な範囲で多めの採用枠を設定して計画し取り組んでいる。

３　上記１のＰＤＣＡサイクル図に基づき，【添付書類⑤】令和６年度全学自己点検・評価結果に対する検証結果で付された当該基準における提言（是正勧告，改善課題）にどのように取り組むかを記述してください。提言（是正勧告，改善課題）が付されている学部，通信教育部，大学院研究科及び短期大学部（各校舎）のみ御回答ください。

【提言（改善課題）】

公募を行わない場合においても，候補者選定の透明性や選考過程の妥当性を説明できる仕組みの整備の改善が求められる。

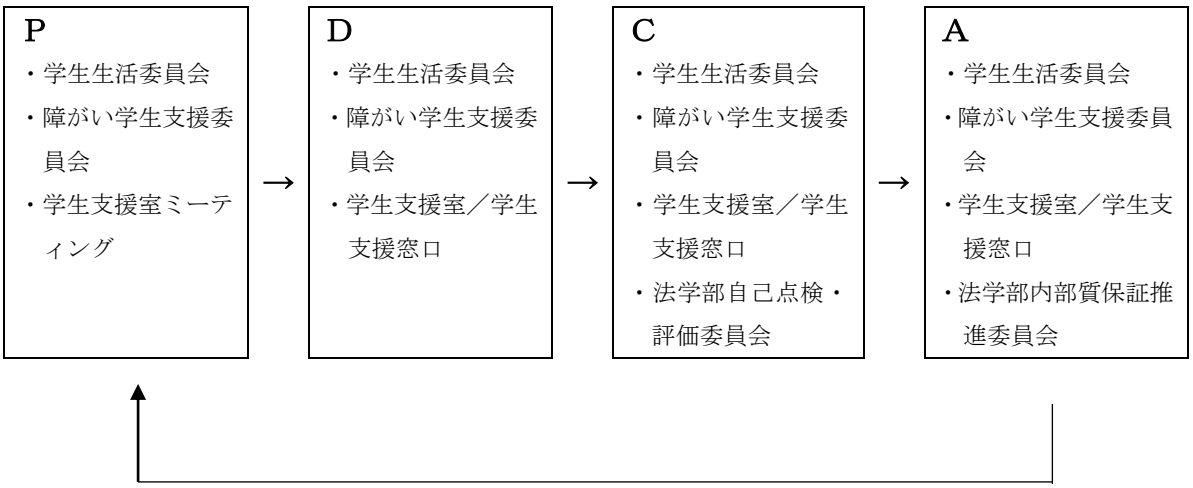
ガイダンス内容は個別対応が中心であり，ＴＡ同士の情報交換や課題共有の場，また，ハラスメント防止・守秘義務等を含む体系的な研修の実施については確認ができなく，改善が求められる。

採用や昇格に当たっては，「教員規程」，「日本大学任期制教員規程」，「助教規程」，「教員資格審査規程」，「日本大学法学部教員任用資格審査基準」，「法学部教員昇格審査基準に関する内規」，「日本大学法学部教員の任用及び昇格における研究業績の取扱いに関する要項」及び「日本大学法学部特別助教に関する内規」等に基づき，各学科等会議から推薦された候補者について，公平に行われているかについて全学自己点検・評価（大学・短期大学部）の実施に基づき，人事委員会及び法学部自己点検・評価委員会が，大学基準協会の定める大学基準及び点検・評価項目に準じた点検・評価を実施し，法学部内部質保証推進委員会は点検・評価報告を受け，改善の指示を行い，学部長及び各学科等会議が候補者選定の透明性や選考過程の妥当性を確認するよう取り組んでいる。

ＴＡの育成と教育支援の質向上に向けた取組として，個別指導と併行して，本部学務委員会より案内のあった新規採用教員における研修プログラム動画の視聴を義務付けているが，ＴＡ同士の情報交換や課題共有の場，また，ハラスメント防止・守秘義務等を含む体系的な研修の実施はしていない現状である。法学部内部質保証推進委員会は，法学部自己点検・評価委員会からの点検・評価報告を受け，関係委員会及び関係部署等に改善の指示を行い，実施するように努める。

基準７ 学生支援

１　学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し，その結果を活用して改善・向上につなげていくサイクルに関して，以下のＰＤＣＡサイクル図に該当する組織名を明記してください。なお，事案により対応する組織名が異なる場合は，下記の図をコピー&ペーストして，事案ごとにそれぞれ記載してください。



２　上記１のＰＤＣＡサイクル図に基づき，以下の設問に回答してください。

点検・評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し，改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し，当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。

・点検・評価の結果を活用して，学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み，効果的な取組へとつなげているか。

㊽　学生支援に関わる事項について，どの組織が，どのように点検・評価（検討・検証）しているか記述してください。また，その結果，改善・向上を図った事例等について記述してください。

・令和６年度，学部専従カウンセラーの配置により，学生支援室ミーティングを定期開催し，学生支援室・支援窓口の対応件数集計や年次推移の報告とともに，本部派遣カウンセラーの意見も反映した実際の学生支援に即した意見交換をしている（Ｐ，Ｄ）。
・現場担当者の事例に基づいた意見交換により，面談室の防音の必要性，学生の傾向や重篤なケースの共有及び学生支援部門の広報の必要性等，学生支援における課題を洗い出している（Ｃ）。
・令和６年度の学生支援室/支援窓口の対応件数は，年度末の学生生活委員会に報告し，学部の支援ニーズを明確化した（Ａ）。
・広報のリソースとしてカウンセリング利用学生へのアンケートを実施。結果については，今後，ホームページへの掲載等を検討している（Ａ）。また，学生が気軽に手に取れる名刺サイズの二次元バーコード付きの学生支援室/支援窓口の案内カードを作成し，保健室や就職指導課等に設置した（Ａ）。
・重篤なケースでは他部署との連携が重要となるため，一般教職員が第一対応者となった場合の対応フローチャートを学生支援室ミーティングで検討している（Ａ）。
・メンタルヘルスの予防的支援として，学生支援室ミーティングにて，メンタルヘルスチェックの活用法を検討し（Ｐ），本学部独自の基準に基づき，リスクの高い学生には，カウンセラーの呼び出し面接を実施（Ｄ）。最もリスクの高い学生（満点）には，年度内にもう一度連絡を取っている（Ｄ）。呼び出しを機に，カウンセリングが継続する等，早期に支援が行えるケ

ースがあった（向上）。
・精神的危機状態になった際に，思い出して来室するケースがあり，学生のメンタルヘルスの重篤化を回避，予防することができた（向上）。

3　上記１のＰＤＣＡサイクル図に基づき，【添付書類⑤】令和６年度全学自己点検・評価結果に対する検証結果で付された提言（是正勧告，改善課題）にどのように取り組むかを記述してください。提言（是正勧告，改善課題）が付されている学部，通信教育部，大学院研究科及び短期大学部（各校舎）のみ御回答ください。

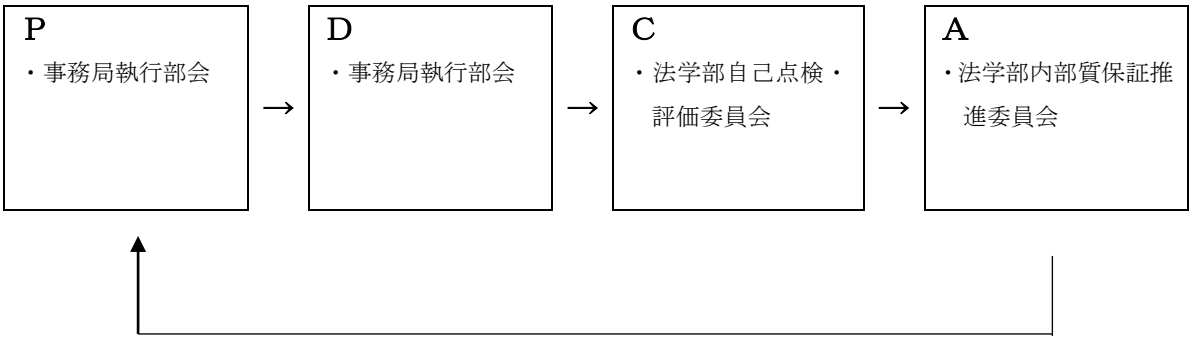
【提言（改善課題）】
令和６年度に学生支援窓口を学生支援室内に移転し，独立した相談窓口を設置したものの，面接室の防音等，プライバシーが守られる環境の整備については十分ではないため，改善が求められる。

・学生支援室のカウンセリング室及び学生支援窓口コーディネーター面談室の防音の未整備について，学生支援室の改修レイアウト等を学生支援室ミーティングで検討し，学部執行部に上申した（Ｐ，Ｄ）。
・従前の学生支援室内のレイアウトについて，卒業学生を対象としたアンケート調査及び在学生への聞き取り調査を実施した結果，面接室内の会話内容が外部に聞こえることや他者と対面する導線構造に対して，気兼ねや心理的抵抗を感じていた学生がいることを確認した（Ｃ）。
・執行部を中心に他の場所への移転や改修工事を検討するとともに，現行の学生支援業務への影響に対応するため，暫定措置を講じた。具体的には，学生支援窓口を学生課内に移転し，コーディネーターの面談室については保健室内産業医の控室を充て，当面の間の防音環境を整備した（Ａ）。
・上記の暫定措置の不具合についても，派遣カウンセラーを含めた担当者自身や学生へのヒアリング調査を実施している（Ａ）。
・学生支援室内のレイアウトと必要な改修内容の見直し，工事中の移転先の検討等，引き続き，プライバシーが保護できる恒久的な環境整備を目指している（Ａ）。

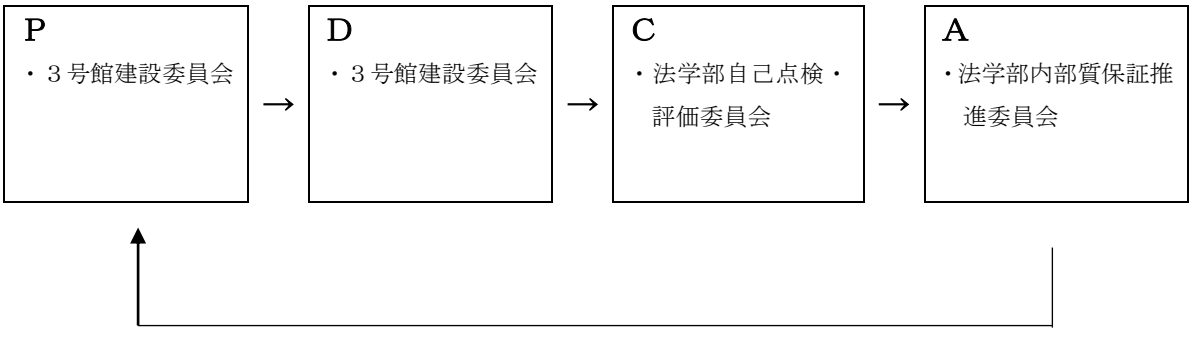
基準８ 教育研究等環境

１　研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し，その結果を活用して改善・向上につなげていくサイクルに関して，以下のＰＤＣＡサイクル図に該当する組織名を明記してください。なお，事案により対応する組織名が異なる場合は，下記の図をコピー＆ペーストして，事案ごとにそれぞれ記載してください。

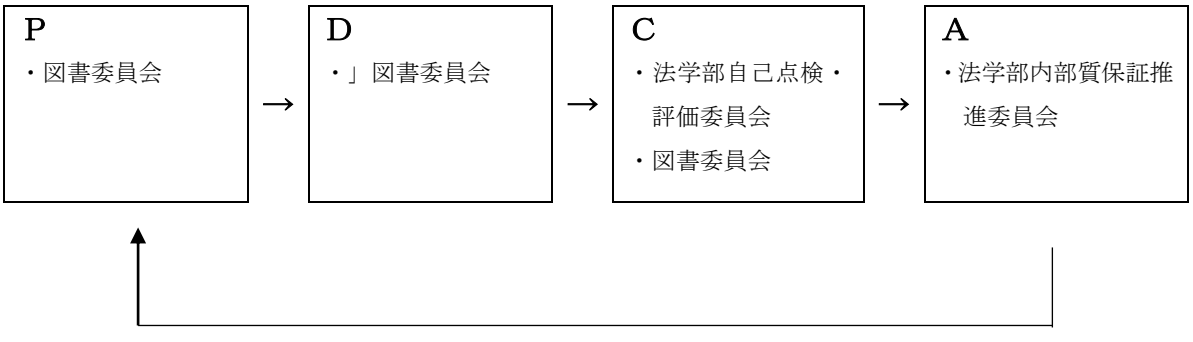
【設備関係等】



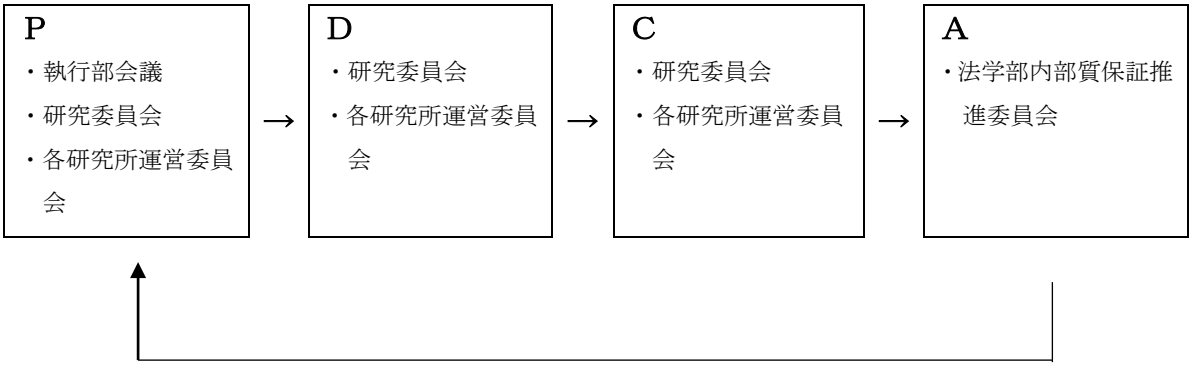
【３号館竣工】



【図書館施設】



【研究環境等】



２　上記１のＰＤＣＡサイクル図に基づき，以下の設問に回答してください。

点検・評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し，改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- **研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し，当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。**
- **点検・評価の結果を活用して，研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み，効果的な取組へとつなげているか。**

⑭ 研究等環境に関わる事項について，どの組織が，どのように点検・評価（検討・検証）しているか記述してください。また，その結果，改善・向上を図った事例等について記述してください。

【設備関係等】【３号館竣工】

全学自己点検・評価（大学・短期大学部）の実施に基づき，法学部自己点検・評価委員会が，大学基準協会の定める大学基準及び点検・評価項目に準じた点検・評価を実施している。法学部内部質保証推進委員会は，法学部自己点検・評価委員会からの点検・評価報告を受け，関係委員会及び関係部署等に改善の指示を行い，事務局執行部会又は３号館建設委員会が教育研究等環境に関わる施設・設備等の維持について，関係法令にのっとった点検を行うとともに，自主検査としても建物状況や消防設備を点検し，記録している。管財課が点検を行い，防火管理者や関係部署へ報告し，不備があれば修繕に向けた検討を事務局執行部会にて行っている。

また，バリアフリー環境の整備として，視覚に障がい（弱視）のある学生対応として，学生の意見を確認し，階段の端部に色を付ける工事を実施している。階段にあっては照明を明るいＬＥＤ照明器具へ変更を行った。室名サインにあっては視認し難い仕様であったため，色彩に加え，設置場所を見直し，付け替えを行っている。全ての施設の整備は完了しておらず，今後バリアフリー整備は計画的に推進を図ることを，事務局執行部において協議し確認した。

また，建設中の建物にあっては，「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を遵守した建物としており，各階に多目的トイレを設置する等，建設を進めている。３号館建設委員会において立案し，同時に評価及び実行を行っている。

【図書館施設】

日本大学図書館法学部分館では，授業期間中の開館時間について，平日 8:45～21:45，土曜日を 8:45～20:45 とするほか，日曜日の開館を特定日に実施（開館時間 10:00～17:00）し，利用者にとって学習しやすい環境を整備している。年度ごとに図書委員会で計画した開館日程は，機関決定をして実施している。

図書館の利用については，日本大学図書館法学部分館のホームページで紹介するとともに，図書館利用案内(冊子)を配布して周知に努めている。また，年度始めに在学生を対象とした図書館の利用ガイダンスを実施して，利用の促進を図っている。「日本大学図書館法学部分館利用内規」に基づき実施されている。

蔵書については，図書委員が小委員会で選書した図書をリスト化して，図書委員会で報告して発注を行い購入する。納品された資料はＯＰＡＣで利用できるように配架される。

電子資料の購入は，図書委員会協議で承認され，決定される。ホームページに利用可能な電子資料の一覧を掲載し，法学関連の研究・教育環境に適した学術情報サービスを提供している。

日本大学図書館法学部分館のホームページは，内容及びデザインの立案についてワーキンググループを設け，企画・広報委員会にて協議の上，法学部ホームページのデザインに合わせた，見やすいレイアウトに変更された。従前の内容を引き継ぎつつ，展示会及び学生協働に関する項目を新規に設けコンテンツを充実させている。

所蔵する貴重書類は，現在ホームページで書誌・所蔵データの公開を進めており，Web 上で誌面全体を閲覧できる資料もある。内容の追加・変更は，ワーキンググループでの協議の上，図書委員会の承認をもって実施される。平成 28 年には日本大学法学部創設 125 周年記念行事として特別展示会を開催し，発行された図録は全ページをホームページに掲載している。

蔵書管理については，図書委員会において年度始めに蔵書点検計画，年度末に蔵書点検結果を報告しており，蔵書の不在状況を確認することで，資産管理の周知や収書計画における効率化が改善されている。

今後も資料の電子化や図書館活動等の情報発信を進め，本学の教育・研究環境の充実を図っていく。

【研究環境等】

研究委員会及び各研究所の運営委員会が定期的に委員会を開催し，点検・評価を行っている。方法として研究委員会では，教員へ３月に個人研究費に係る実績報告書の提出を依頼し，当該年度に実施した研究成果・業績等を確認することにより行っている。各研究所の運営委員会では４月に活動状況の報告，共同研究の「実績報告書」及び次年度の「研究計画」を報告することにより行っている。必要な場合は，執行部会議及び教授会に上程している。改善・向上を図った事例として，博士論文を出版する若手研究者に対して，出版助成費を給付する制度を制定した。また，法学部研究費（学術研究費（個人研究・共同研究））の各支出費目の給付額について給付限度額を設けていたが，その内規について給付限度額を設けないように改正し，研究費を執行しやすいように改善した。

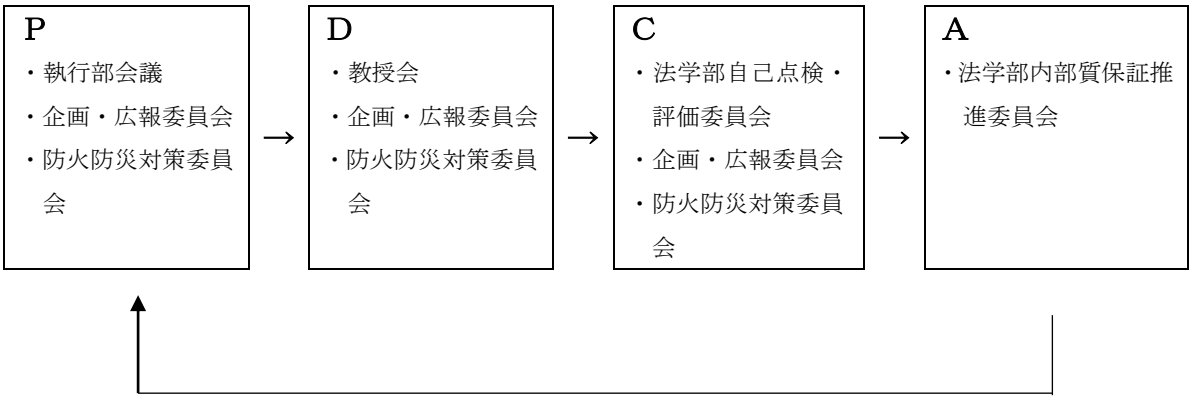
３　上記１のＰＤＣＡサイクル図に基づき，【添付書類⑤】令和６年度全学自己点検・評価結果に対する検証結果で付された当該基準における提言（是正勧告，改善課題）にどのように取り組むかを記述してください。提言（是正勧告，改善課題）が付されている学部，通信教育部，大学院研究科及び短期大学部（各校舎）のみ御回答ください。

なし

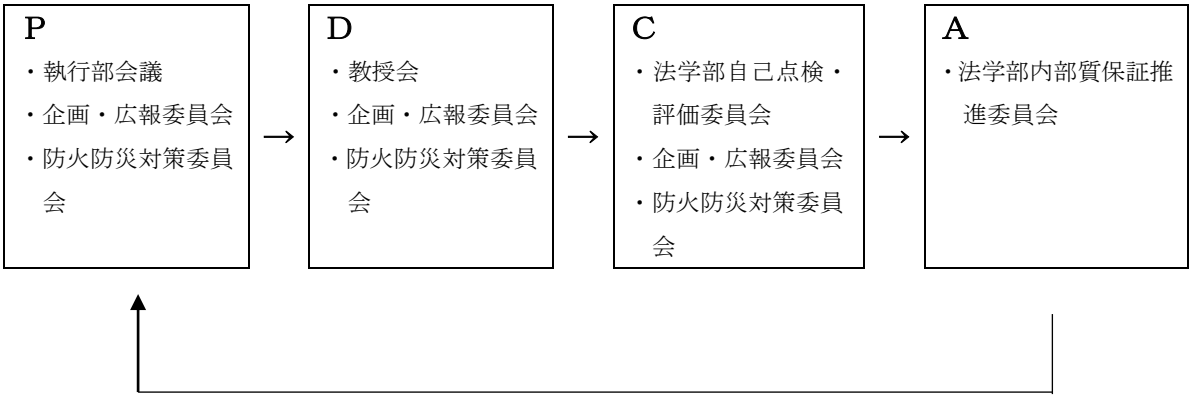
基準９ 社会連携・社会貢献

１　社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し，その結果を活用して改善・向上につなげていくサイクルに関して，以下のＰＤＣＡサイクル図に該当する組織名を明記してください。なお，事案により対応する組織名が異なる場合は，下記の図をコピー＆ペーストして，事案ごとにそれぞれ記載してください。

【防災関係，社会連携等】



【定期無料法律相談等】



２　上記１のＰＤＣＡサイクル図に基づき，以下の設問に回答してください。

点検・評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し，改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- **社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し，当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。**
- **点検・評価の結果を活用して，社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み，効果的な取組へとつなげているか。**

⑯　社会連携・社会貢献に関わる事項について，どの組織が，どのように点検・評価（検討・検証）しているか記述してください。また，その結果，改善・向上を図った事例等について記述してください。

防火・防災関係についての社会連携については，防火防災対策委員会が，自己点検・評価委員会からの指示の下で点検・評価を行っている。

研究委員会及び各研究所の運営委員会が定期的に委員会を開催し，点検・評価を行っている。「定期無料法律相談会」は，法学研究所運営委員会の法律相談部門，「行政なんでも相談」は，

政経研究所運営委員会の行政相談部門において，相談実績及び相談内容等を確認し，社会貢献として有効な活動かどうかという観点から点検・評価を行っている。

3　上記１のＰＤＣＡサイクル図に基づき，【添付書類⑤】令和６年度全学自己点検・評価結果に対する検証結果で付された当該基準における提言（是正勧告，改善課題）にどのように取り組むかを記述してください。提言（是正勧告，改善課題）が付されている学部，通信教育部，大学院研究科及び短期大学部（各校舎）のみ御回答ください。

なし